

株式会社グローバルダイニング
代表取締役社長 長谷川 耕造 様

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく
施設の使用制限の命令について（事前通知）

貴社が運営する別紙に記載の施設（以下「貴施設」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第45条第2項の要請（以下「45条要請」という。）の対象となっていますが、正当な理由なく45条要請に応じず、別紙のとおり20時以降に貴施設を営業（宅配及びテークアウトサービスを除く。以下同じ。）のために使用した事実が認められました。

貴施設は、下記2のとおり新型コロナウイルス感染症のまん延につながるおそれがあるため、【令和3年3月17日】以降も20時から翌日5時までの間に営業のために貴施設を使用していることが認められれば、下記1のとおり法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令（以下「45条命令」という。）を行う予定であることを事前にお知らせいたします。

また、45条命令を行った場合、法第45条第5項の規定に基づき、当該命令をした旨を東京都ホームページで公表する場合があります。

記

1 45条命令の内容（予定）

（1）講ずべき措置： 施設の使用制限

（20時から翌日5時まで（酒類の提供を伴う場合は19時から翌日11時まで）の間において、貴施設を営業のために使用することの停止）

（2）措置を講ずべき期間： 令和3年3月18日から令和3年1月7日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間

2 命令を行う理由

貴施設は、正当な理由なく45条要請に応じず、別紙のとおり20時以降に当該施設を営業のために使用した事実が認められた。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号及び第29条の規定に基づき貴社が提出した令和3年3月11日付「弁明書」において、当該要請に応じないことに正当な理由があると主張する。しかし、当該弁明書に記載された内容からは、法第45条第3項に定める「正当な理由」があるとは認められない。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、飲食の場を感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっていると指摘した上で、緊急事態措置区域において飲食につながる人の流れを制限するための効果的な対策として、飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請を行うよう指針を示しており、当該指針を踏まえ、都の緊急事態措置として、令和3年1月8日から令和3年1月7日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間、飲食店に対して20時までの営業時間短縮要請を行っている。

貴施設は、20時以降も当該施設を使用して飲食店の営業を継続し、客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めている。加えて、緊急事態措置に応じない旨を強く発信するなど、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある。

これらのこととは、更なる新型コロナウイルス感染症のまん延につながるおそれがある。したがって、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認め、貴施設の使用制限を命ずるものである。

なお、45条要請に応じる場合には、【問合せ先】に御連絡いただき、その旨をお知らせください。

【問合せ先】 東京都 総務局 総合防災部 緊急事態措置等担当 03-5320-7071
--

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令の対象店舗一覧

※ 本紙における用語について

- 「法」 … 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。
「45条要請」 … 法第45条第2項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）の要請をいう。
「45条命令」 … 法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令をいう。

No.	施設名	施設所在地	対象施設の管理者に 45条要請を行った日	45条命令に係る事実
1	カフェ ラ・ボエム 銀座店	中央区銀座6丁目4番1号東 海堂銀座ビル地下1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
2	カフェ ラ・ボエム麻 布十番	港区麻布十番二丁目3番7号 グリーンコート麻布十番1、 2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
3	カフェ ラ・ボエム北 青山店	港区北青山三丁目6番25号 AOYAMA 3・6・25 1階、2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
4	モンスーン カフェ 表参道	港区北青山三丁目6番26号 佐藤ビル1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。

No.	施設名	施設所在地	対象施設の管理者に45条要請を行った日	45条命令に係る事実
15	横八 桜新町	世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
16	モンスーンカフェ恵比寿店	渋谷区恵比寿四丁目4番6号MARI X恵比寿ビル1、2階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
17	L'IGNIS	渋谷区恵比寿四丁目27番1号バゴダSKビル 1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
18	タプローズ ラウンジ	渋谷区猿楽町11番6号サンローゼ代官山 地下1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
19	レストラン タプロウズ	渋谷区猿楽町11番6号サンローゼ代官山 地下1階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。

No.	施設名	施設所在地	対象施設の管理者に 45条要請を行った日	45条命令に係る事実
25	権八渋谷	渋谷区円山町3番6号E・ス ペースタワー 14階	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
26	世田谷ラ・ボエム	世田谷区池尻一丁目9番11 号	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月2日に貴施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に貴施設を営業のために使用する意向を確認した。 ・同月3日に現地を訪問し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・貴施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。 ・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。